

和歌山県中小企業振興条例(仮称)の内容

目的

本県経済において重要な役割を果たす中小企業の振興に関して、「基本理念」、「県をはじめとする関係者の責務・役割」、「県の施策の基本事項」を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本県経済の持続的な発展と県民生活の向上に寄与することを目的とします。

基本理念

- ① 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されることを基本とし、その成長が図られること
- ② 中小企業が地域経済の活性化及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識を持つこと
- ③ 地域に集積された豊富な人材や優れた技術のほか、豊かな自然や歴史、文化といった観光資源及び農林水産物など、本県が有する地域資源の活用を図ること

基本方針

- ① 経営革新の促進及び経営基盤の強化
- ② 製品開発及び販路開拓の支援
- ③ 創業及び新たな事業の創出の促進
- ④ 事業活動を担う人材の育成及び確保
- ⑤ 資金供給の円滑化
- ⑥ 知的財産の活用及び産学官連携
- ⑦ 国際的視点に立った事業展開の促進
- ⑧ 中小企業者の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- ⑨ 農商工連携及び6次産業化並びに医療福祉分野等との連携の促進
- ⑩ まちの賑わいにつながる商業振興の促進
- ⑪ 中小企業者の製品や技術等に関する情報の発信

